

北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議での 『障害』の表記に関する意見概要

【意見聴取の目的】

- 福岡県においては、「障がい」を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の施行（H29.4.1）に合わせて、『害』の字をひらがな表記（障害⇒障がい）に変更
- そこで、本市においても（仮称）北九州市障害者差別解消条例の内容を検討するにあたり、『害』の字の表記についても有識者会議で意見聴取を行うもの

【意見概要】

（ひらがな表記に対する意見）

- エアラインはひらがな表記で統一している。害の持つイメージが決して前向きではないという理由もあるのではないか。
- ひらがなに変えるほうが条例のインパクトがあってよいし、世の中の流れだと思ふ。

（漢字表記に対する意見）

- 当事者として気にしたことはなく、障の字も“差し障り”という意味ではよくないと言える。社会的障壁が障害となっているという考え方からも、漢字でよい。
- 障害を個人モデルでなく社会モデルと捉える考え方を浸透させるためにも、漢字表記が望ましい。少なくとも今はひらがなに変える時期ではない。

※「社会モデル」とは、「障害」は障害者ではなく社会が作り出しているという考え方
（出典：外務省 障害者権利条約パンフレット 分かりやすい版より）